

平成27年度 新潟市立幼稚園授業料(月額)案

階層区分		授業料(月額)
①	生活保護受給世帯	0円 (0円)
②	市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯を含む)	1,800円 (0円)
③	上記以外の世帯	6,600円 (1,650円)

※注

- (1) 上記の新潟市の授業料は今後変更となる可能性があります。実際の授業料は、新潟市議会の議決を経て平成27年3月下旬に決定されます。
- (2) 授業料(月額)案の下段は、同一世帯から幼稚園、保育園、認定こども園等に2人入園している場合の第2子の額で、第3子以降は0円です。
ただし、第2子・第3子以降については、小学校1～3年生までの兄・姉がいるときには、その児童を含めて数えます。
- (3) 入園料(11,000円)を廃止する一方、入園料相当額の300円(≒11,000円/36月)を現行の授業料に加算した額を授業料(月額)とします。
ただし、経過措置として平成26年度までに入園した園児の授業料は、授業料(月額)から300円減額した額とします。
- (4) 授業料は、児童の父母の市町村民税所得割課税額(調整控除以外の税額控除適用前)を基に算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。
- (5) 4月～8月は前年度の市民税額に基づく所得階層区分の授業料、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく所得階層区分の授業料となります。
- (6) この授業料のほか、各園が定める教材費や行事参加費などの実費徴収や上乗せ徴収の負担が必要な場合があります。
- (7) 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最も高い所得階層にて授業料を算定します。